北山村公共施設等管理計画

平成28年3月

はじめに

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や村民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれております。

当村においても同様の状況があり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠であると考えております。

このため、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用することを目指した 「北山村公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を 図ってまいります。

平成28年(2016年)3月

# 目 次

第1	章	基本	計	画	策	定	(D)	背	景	と	目	的																				
1	背景	長と目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	L
2	位置	量付け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	L
3	方金	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	L
4	対象	2範囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	L
第2	2章	本村	か	現	状																											
1	人口	推移	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	2
2	財政	女状汤		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	}
3	人口	推移	を	踏	ま	え	た	財	政	状	況	に	関	す	る	考	察	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5	5
第:	3章	公共	施	設	0)	現	状	と	課	題																						
1	公共	<b></b> 建築	物	0	現	状	占	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	3
2	イン	/フラ	資	産	0)	現	状	と	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7	7
3	公共	<b>枈施</b> 設	ピの	管	理	上	0)	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8	3
第4	1章	公共	施	設	等	管	理	計	画	基	本	方	針																			
1	公共	<b>Ļ施</b> 設	学	管	理	計	画	0)	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	)
2	公共	<b>Ļ施</b> 設	学	管	理	計	画	の	具	体	的	な	取	ŋ	組	み	と	実	行	体	制	(D)	整	備	•	•	•	•	•	•	• 1	L1

## 第1章 基本計画策定の背景と目的

#### 1 背景と目的

本村では、過疎化、少子高齢化により人口が減少する中、種々の過疎対策事業を行い、公共施設等の整備を行ってきました。また、高齢者のニーズに合わせ福祉医療施設及び少子化対策として保育施設の整備、観光立村として観光事業施設のほか、観光客誘致のための道路交通網の整備を情勢に合わせ実行してきました。

また、近い将来起こるといわれる南海地震、東南海地震に対応するため耐震化が遅れていた学校施設、避難所となる各地区の集会所など、多くの公共施設を整備するとともに、避難路として、他の市町村との広域的な応援、協力を行うための村道等の整備を実施してきました。

今後もさらに少子高齢化が進む見込みであり、それに伴い、社会構造や村民のニーズが変化するため公共施設の整備を含めた公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

一方、財政的には、人口減少による村税や使用料などの収入は伸び悩み、高齢化がより一層進むため扶助費などの義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、必要な公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが課題となっています。

このため、本村では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設の寿命を延ばすことで、将来負担の軽減を図り、自治体運営の健全性を維持するため本計画を策定しました。

## 2 位置付け

本計画を公共施設の管理運営における基本的な取り組みの方向性を示すものとして位置づけます。

#### 3 方針期間

本計画の推進においては、中長期的な視点が不可欠であり、高度経済成長期に続く10年の期間及びバブル期に整備された公共建築物の建替え更新時期やインフラ資産の補修時期が今後の30年の間に集中することから、平成28年度(2016年度)から平成57年度(2045年度)までの30年間を対象期間とします。

#### 4 対象範囲

本村の所有する財産のうち、全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。

# 第2章 本村の現状

## 1 人口推移

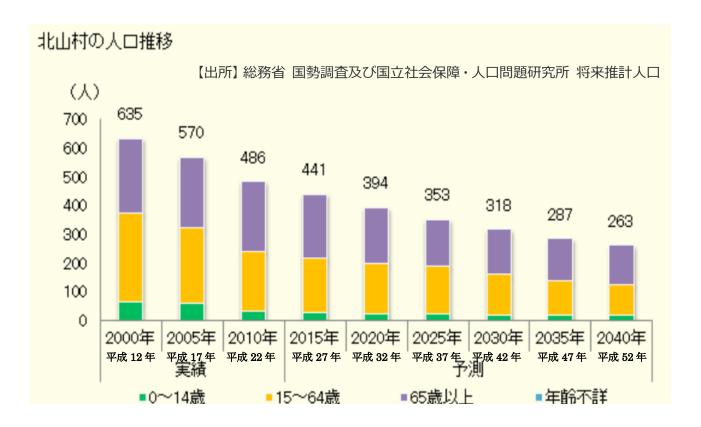
本村の人口は、平成22年の国勢調査では486人、平成17年と比べて14%減少しており、人口減少が続いています。人口減少の背景には、少子高齢化と雇用の場がないことが大きく影響しているところです。生産年齢人口比率は42.4%と低く、老年人口比率は50.4%と高齢化が続いています。また、将来の人口予測では、平成32年には、高齢者が大きく減少すると予想され、総人口が394人(総務省 人口問題研究所 将来推計人口参照)まで減少すると見込まれています。

## ○参考資料

・総人口の推移 (単位:人)

区分	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	613	593	635	570	486
年少人口	41	54	65	59	35
(14 歳以下)	6.7%	9.1%	10.2%	10.4%	7.2%
生産年齢人口	375	325	310	267	206
(15~64 歳)	61.2%	54.8%	48.8%	46.8%	42.4%
老年人口	197	214	260	244	245
(65 歳以上)	32.1%	36.1%	41.0%	42.8%	50.4%

資料:国勢調査



当村の平成22年の総人口は486人。10年前と比べ▲23.5%の減少で、減少率は全国市区町村の中で30番目に大きくなっている。総務省の推計によると、平成22年から平成52年までにはさらに▲45.9%と減少し、当村の人口は約300人となると見込まれている。その減少率は全国市区町村(2014年4月1日現在1741)中で195番目に大きくなっている。

#### 2 財政状況

電源開発株式会社によるダム建設当時(昭和40年)には、固定資産税の増収もあり、 比較的恵まれ、交付税不交付団体の時期もあったが、現在、当村の財政の現状は自主財 源が極端に少なく、地方交付税、国庫支出金、地方債等の依存財源に頼っています。

従って、今後、豊かで住みよい村づくりを行うには、財政計画においても、生活環境の整備、産業振興及び観光施設の基盤整備等に要する財源として、国庫支出金、地方債等の財源確保に最大の努力が必要です。

近年、特に行政需要は増大し、又、処理事務は年々増加の傾向にあり、依然、義務的経費が高いが、今後義務的経費の節減を重点目標とし、限られた財源を必要不可欠な事業に対し重点的、効果的に充当し、財政の健全化、地域の振興を図っていかなければならないと考えています。

## (1) 歳入

平成25年度における歳入総額は12億9千万円となっており、平成10年度をピークにして概ね減少傾向にあります。

自主財源である村税については、大部分が電源開発の所有するダムによる固定資産税であり、村税の総額は概ね7千万円前後で推移しています。

(単位:千円)

歳		入	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
村	民	稅	16,661	16,529	19,447	18,870	17,358	16,557	17,417	17,967	18,692	16,991
固	定 資	産 稅	40,203	41,841	41,710	45,706	51,223	50,292	49,114	46,686	46,142	46,461
軽	自 動	車稅	785	790	789	789	793	895	945	975	988	1,032
市田	丁村た	ばこ税	2,768	2,644	2,462	2,284	2,081	1,984	2,247	2,215	2,339	1,933
入	湯	稅	443	367	277	263	220	154	131	237	285	386
合		計	60,860	62,171	64,685	67,912	71,675	69,882	69,854	68,080	68,446	66,804

村税の推移

#### (2) 歳出

本村の歳出の内、義務的経費について、全体としては減少傾向にあります。要因としては、大型公共施設にかかる村債の償還が概ね完了し、公債費が減少しているためで、

近年、高齢化により扶助費が大幅に増加しており、平成20年度に約2,418万円であったものが、平成25年度には3,581万円と大幅に増加しています。

今後、公共施設の適正な維持管理を図るなど、義務的経費を抑制する必要があります。

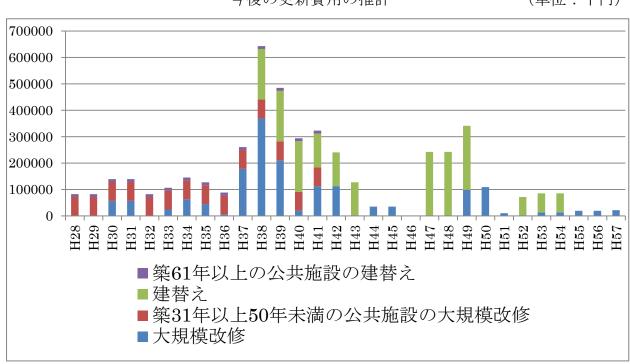
(単位:千円)

歳		出	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人	件	費	171,702	177,876	186,934	170,936	164,823	186,056	175,408	181,003	173,176	184,687
物	件	費	132,710	133,525	149,432	163,268	199,231	211,449	198,363	171,073	162,026	190,653
維持	寺補作	多費	4,525	6,886	4,551	9,482	5,567	12,442	4,526	10,894	15,594	7,202
扶	助	費	28,907	30,910	29,466	24,179	27,296	29,985	34,251	36,611	35,807	36,396
補且	力負担	旦金	52,055	47,932	52,544	54,679	49,192	52,736	45,341	48,636	92,491	77,229
建設	と事 美	<b>業費</b>	342,697	577,742	210,152	89,785	229,817	350,950	356,771	190,685	235,233	406,354
公	債	費	275,577	261,294	182,807	172,650	151,414	146,951	135,107	136,658	138,668	126,902

主な経費の状況

## (3) 更新費用の試算及び充当可能財源の見込み

当村の公共施設に係る更新費用について、更新費用の試算ソフトを用いて推計すると、 平成37年から10数年にわたり多額の更新費用が必要になり、特に平成38年に大規 模改修に伴い6億円を超える費用が見込まれています。



今後の更新費用の推計 (単位:千円)

現在の財政面から考えると、当村の公共施設に係る更新費用は、年間で2千万円程度

が上限であることから、毎年の財源が大幅に不足することになります。今後は総合的かつ計画的な管理や長寿命化等の対策を行うことにより更新費用の削減に取り組むことが必要であると考えています。

## 3 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢人口の減少に伴う個人村民税の減少が予想されます。

また、法人村民税については、企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。

このことなどから、本村一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。 一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費については、行財政改革により職員数の削減を図っているため、減少傾向にあるものの、少子高齢化による扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから本村の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えらます。

#### 第3章 公共施設の現状と課題

#### 1 公共建築物の現状と課題

#### (1) 公共施設の保有状況

本計画が対象とする施設数は、平成27年3月末時点で36施設(59物件)、総延 ベ床面積は15,885㎡であり、村民一人当たりでは34㎡となっています。

本村では、昭和40年代に役場庁舎、村民会館などを整備し、平成7年には総合福祉 エリアを整備するなど住民のニーズに対応した公共施設の整備を実施しました。

また、観光振興のため、キャンプ施設、観光センター、おくとろ温泉を順次整備する ほか、過疎対策のため平成4年ごろから村営住宅を各地区に整備してきました。

なお、公共施設(別表1「北山村公共施設一覧」)の耐震化への対応としては、役場、村民会館の耐震化工事を実施し、小学校の校舎を立て替え、移転するなどほとんどの施設が耐震化が完了していますが、既に建築後30年以上が経過している施設もあり、今後、維持管理、補修に係る費用が増大すると見込まれます。

当村における産業種別公共施設の保有状況は次の表のとおりであり、観光施設、温泉施設、じゃばら加工場など産業系の施設が27.3%と大きな割合となっている。

また、学校関係の施設については、小学校1校、中学校1校であるが、給食室、体育館等を合わせると25.3%と大きな割合となっています。

類型	建物数	面積	面積の割合
産 業 系 施 設	6	3, 572m²	27. 3%
学校教育系施設	4	3, 309m²	25. 3%
保健・福祉施設	2	1, 500m <sup>2</sup>	11. 5%
市民文化系施設	6	1, 232m <sup>2</sup>	9. 4%
行 政 系 施 設	4	690m²	5. 3%
医療施設	1	386m²	3. 0%
スポーツ・レクリエーション系施設	1	200m <sup>2</sup>	1. 5%
そ の 他	5	2, 186m <sup>2</sup>	16. 7%
合 計	29	13, 075 <b>㎡</b>	100. 0%

公共施設全体の面積については、13, 075 ㎡であり規模は小さく、庁舎、福祉施設、医療施設については、村内に各1 箇所となっています。また、前述したとおり、学校関係の施設についても、小学校1 校、中学校1 校となっているほか、集会施設であり災害時の避難所となっている区民会館についても、各地区に1 箇所と村内の公共施設は数が少なく、統合で縮減することは難しい現状となっています。

#### (2)課題

上述のとおり、本村の公共建築物は、今後急速に老朽化が進行してきています。

これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

## 2 インフラ資産の現状と課題

インフラ資産は、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、村民の生活を支えてきました。住民生活に無くてはならない飲料水を供給する簡易水道施設については、昭和50年代に2施設を整備するとともに、農林業を支える基盤整備として農道、林道を過疎対策事業債などを活用し順次整備してきました。

本村の主なインフラ資産の保有量は、以下のとおりとなっています。

課題としては、本村インフラ資産のうち橋りょうなどの構造物の中には建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されており、検査を実施しています。

これらのインフラ資産の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

別表2「主なインフラ資産の保有量」

種 別	主な施設名称	数量及び規模
村道	村道	40路線 延長 31,561m
	橋りょう	27箇所 延長 702m
	トンネル	3箇所 延長 1,770m
	舗装延長	延長 20,143m
	道路照明	175箇所
農林業施設	農道	5路線 延長 2,220m
	林道	5路線 延長 17,955m
	農業用ポンプ	1 箇所
水道施設	簡易水道施設	浄水場 2か所
		導水管延長 1, 584m
		送水管延長 1,500m
		配水管延長 11,230m
	小松飲料水供給施設	濾過器 1器
		導水管延長 1,830m
		配水管延長 1,900m

## 3 公共施設の管理上の課題

従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めた全ての生涯費用(ライフサイクルコスト)を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設を用いた行政サービスの提供に係る全てのコストを把握するととも に、保有する公共施設の資産状況をきちんと把握した上で、適切な維持管理を行ってい く必要があります。

#### 第4章 公共施設等管理計画基本方針

#### 1 公共施設等管理計画の基本方針

これまでに述べた現状や課題に対応し、健全で持続可能な村づくりを実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運営していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。このため、本村では、以下の7つの基本方針を定めました。

## 【基本方針 1】公共施設の適正かつ計画的な活用

公共施設のあり方や必要性について、村民のニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

公共建築物については、人口減少、厳しい財政状況を踏まえた方針として、新規整備は原則として行わないこととし、施設を更新する際には、さまざまの村民ニーズに対応できるよう複合施設とすることで施設総量の縮減を図ります。

# 【基本方針 2】公共施設の老朽化対策と長寿命化

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、公共施設の管理については指定管理制度を活用することで財政負担の軽減を図るとともに、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努め世代を超えた負担の平準化を図ります。

## 【基本方針 3】点検・診断等の実施方針

施設の継続的な運営(利用)を実施することが確実に見込まれている施設については、 法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検を 効果的に実施することとします。また、データを蓄積し、全庁で情報を共有し、利用率 の低い施設については、その状態を把握、検討の上、早期に廃止、転用(用途変更)、取 り壊し等の合理化が図れるように庁内体制を整備します。

#### 【基本方針 4】維持管理・修繕・更新等の実施方針

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、 意義、老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。

なお、実施にあたっては、使用頻度、ランニングコスト等を総合的に検証したうえでトータルコストに配慮することとします。また、施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、積極的に取り壊しを検討します。加えて、施設の撤去に際しては優先順位を付けて順次事業を実施し、経費等の削減、平準化を図るようにします。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、現在行っている指定管理制度に

よる運営をはじめ、PFIなどの民間資金の活用も含めて検討を行い、効果化を図ります。

## 【基本方針 5】安全確保の実施方針

危険度の高い施設で、利用率、効用等の低い施設について、今後もその利用及び効用が向上する見込みのない場合においては、原則として統廃合及び取り壊しの対象とします。

危険度の高い施設であっても利用率、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、その際において、周辺施設の利用率、効用等の低い施設を集約するなどの検討を行います。

## 【基本方針 6】耐震化の実施方針

利用率、効用等の高い施設については、「【基本方針 5】安全確保の実施方針」の方針に基づき重点的に対応することとし、その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性(耐震性)についても十分な検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討を行います。

また、構造部以外の非構造部についても、落下、転倒等による被害を防ぐため、耐震化等の措置を講ずることとします。

## 【基本方針 7】施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

庁舎などの一般施設をはじめ公共施設等全般について、災害時の避難所等に指定されているものや復旧、復興において重要な拠点となるようなインフラ施設については、重要度を勘案し耐震化等の改修を優先して計画的に行っていくとともに必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定することとします。

村営住宅や道路、橋梁等については、今後、個別に長寿命化計画を定め、維持管理、 修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

教育文化施設についてみると、学校等の義務教育施設は、小中学校が各1校と小規模なので、既に全棟耐震化を完了していますが、必要に応じて少子化等の社会的情勢を勘案した施設全体のあり方を含めて各計画を定めることとします。

## 2 公共施設等管理計画の具体的な取り組みと実行体制の整備

公共施設等管理計画の基本方針を踏まえ、次の具体的な取り組みを推進していきます。

#### (1) 資産量の適正化と維持管理費の削減

公共建築物を新設する際には、既保有施設を廃止、または、複合化、集約化するなど施設の保有総量の縮減に取り組みます。また、費用対効果を考慮し、基本的に単独施設の新規の施設整備は行わないものとします。

また、建設から一定期間を経過した施設は、適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので、長期の活用が見込まれない場合は廃止し、取り壊しを行うことを基本とします。

今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減します。

#### (2) 実行体制の整備

公共施設等管理計画を実行性のあるものとするため、施設を維持管理する部署(以下「施設所管課」)において、次の方針により現状把握と方向性の検討を実行していくこととします。

公共施設やインフラ資産について、耐震性、老朽化の状況を調査するとともに、将来 的な村民のニーズを調査、政策適合性などを加味し、長期的な施設整備の方向性を検討 します。

老朽化している建築物については、整備状況、老朽化の度合い、重要度に応じた個別の 維持管理方針を検討した上で更新、補修等を実施します。

実施体制については、技術的な検証が重要であるため、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法、管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整えていきます。

また、計画の実施については、財政措置があってはじめて実行されるものであるため、 財政担当課と連携し事業優先度の検討に応じた予算配分を行い、必要な経費は即時に対 応できる仕組みづくりを行っていきます。

なお、本計画については、施設の状況、将来的な財政状況、村民ニーズを総合的に判断し、計画の見直しを行うものとします。

#### (3) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、当村の公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取り組みとしたうえで、維持、保全等の管理を実施することとしました。

公共施設等管理計画 (本計画)

各課が本計画 を把握し、全庁 的に情報共有

上記のとおり、公共施設を管理する各課が本計画を把握し、全庁的に情報を管理し、 共有することで、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制が構築されます。

# (4) フォローアップの実施方針

前項の「全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」にも示したとおり、本計画の実行は、全庁的に行うことを前提としていることから、各施設の担当課において作成する個別の計画の見直し等に合わせて随時フォローアップを行うとともに、必要に応じて住民との情報共有を図り、住民の意見を反映しながら順次本計画の更新を行っていきます。

最後に、今後の公共施設等のあり方は、村民の生活を形づくるものであり、また、公 共施設の更新費用は村の行財政に大きく影響を与えることを考慮し、公共施設等のマネ ジメントに取り組んでいきます。

北山村役場 総務課 財政係

〒647-1603 和歌山県東牟婁郡北山村大沼42 0735-49-2331